

一般国道201号（八木山バイパス）に関する協定（その2）の一部を変更する協定

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）と西日本高速道路株式会社（以下「会社」という。）は、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号。以下「道路会社法」という。）第6条第1項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号。以下「機構法」という。）第13条第1項の規定に基づき、平成31年3月26日付けで締結した「一般国道201号（八木山バイパス）に関する協定（その2）」の一部を次のように変更する協定を締結する。

第10条中「平成62年9月30日」を「令和32年9月30日」に改める。

別紙 1 - 1 および別紙 1 - 2 を次のとおり改める。

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道201号(八木山バイパス)

(福岡県糟屋郡篠栗町篠栗から福岡県飯塚市内住まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道201号 (有料道路名 : 八木山バイパス)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 福岡県糟屋郡篠栗町篠栗 から
福岡県飯塚市内住 まで

(ロ) 延 長 5.7 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

(ロ) 道路の区分 第3種第2級(道路構造令)

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
福岡県糟屋郡篠栗町篠栗 から 福岡県飯塚市内住 まで	60	5.7	

(二) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.25メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
福岡県糟屋郡篠栗町篠栗 から 福岡県飯塚市内住 まで	4 車線	4 車線	4車線化

別 紙 1

(又) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道201号	福岡県糟屋郡篠栗町 篠栗	平面接続	
町道内住地区2号線	福岡県糟屋郡篠栗町 内住	立体接続	
県道飯塚大野城線	福岡県飯塚市 内住	立体接続	筑穂インターチェンジ

(4) 工事予算

7,394 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手予定年月日

イ 福岡県糟屋郡篠栗町篠栗(STA0+80)から福岡県飯塚市内住(STA39+15)

令和 5 年 4 月 1 日

ロ 福岡県飯塚市内住(STA39+15)から福岡県飯塚市内住(STA42+53)

令和 元 年 5 月 1 日

ハ 福岡県飯塚市内住(STA42+53)から福岡県飯塚市内住(STA57+71)

令和 5 年 4 月 1 日

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 令和 7 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

8, 704 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額

8, 312 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道201号(八木山バイパス)

(福岡県飯塚市内住から福岡県飯塚市弁分まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道201号 (有料道路名 : 八木山バイパス)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 福岡県飯塚市内住 から
福岡県飯塚市弁分 まで

(ロ) 延 長 7.6 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

(ロ) 道路の区分 第3種第2級(道路構造令)

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間		設 計 速 度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
福岡県飯塚市内住	から	60	7.6	
福岡県飯塚市弁分	まで			

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.25メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間		工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
福岡県飯塚市内住	から	4 車線	4 車線	4車線化
福岡県飯塚市弁分	まで			

別 紙 1

(又) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道飯塚大野城線	福岡県飯塚市 内住	立体接続	筑穂インターチェンジ
市道舍利蔵線	福岡県飯塚市 舍利蔵	立体接続	穂波西インターチェンジ
一般国道200号	福岡県飯塚市 弁分	立体接続	穂波東インターチェンジ

(4) 工事予算

3,811 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手予定年月日 令和 7 年 3 月 31 日

・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手年月日とは、各区間の全ての範囲について、
会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 令和 12 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

4, 408 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 4, 209 百万円)(消費税込み)

別紙 3 を次のとおり改める。

別紙 3

(協定第5条第2項関連)
(機構法第13条第1項第4号に定める協定記載事項)

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

年度	債務引受限度額
R 7	399百万円
R 8	399百万円
R 9	399百万円
R 1 0	399百万円
R 1 1	399百万円
R 1 2	523百万円
R 1 3	523百万円
R 1 4	523百万円
R 1 5	523百万円
R 1 6	523百万円
R 1 7	523百万円
R 1 8	523百万円
R 1 9	523百万円
R 2 0	523百万円
R 2 1	523百万円
R 2 2	523百万円
R 2 3	523百万円
R 2 4	523百万円
R 2 5	523百万円
R 2 6	523百万円
R 2 7	523百万円
R 2 8	523百万円
R 2 9	523百万円
R 3 0	523百万円
R 3 1	523百万円
R 3 2	261百万円

(注) 上記記載の債務引受限度額については、限度額に残余が生じた場合は、繰り越しを認めるものとする。

別紙4を次のとおり改める。

別紙 4

(協定第6条第1項関連)
(機構法第13条第1項第4号に定める協定記載事項)

災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額

災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

債務引受限度額	281百万円
---------	--------

別紙5を次のとおり改める。

道路資産の貸付料の額

西日本高速道路株式会社に対する道路資産の貸付料

(消費税込み)

年度	貸付料				
		うち土地・家屋分		うち構築物等分	
				うち盛土・切土・のり面構造物等分	うち橋梁・トンネル等分
R 7	1,255百万円	107百万円	679百万円	185百万円	494百万円
R 8	1,253百万円	106百万円	677百万円	184百万円	493百万円
R 9	1,256百万円	107百万円	680百万円	185百万円	495百万円
R 1 0	1,251百万円	106百万円	676百万円	184百万円	492百万円
R 1 1	1,245百万円	105百万円	671百万円	182百万円	489百万円
R 1 2	1,442百万円	115百万円	729百万円	198百万円	531百万円
R 1 3	1,414百万円	111百万円	707百万円	192百万円	515百万円
R 1 4	1,370百万円	106百万円	672百万円	183百万円	489百万円
R 1 5	1,325百万円	100百万円	636百万円	173百万円	463百万円
R 1 6	1,301百万円	97百万円	617百万円	168百万円	449百万円
R 1 7	1,301百万円	97百万円	617百万円	168百万円	449百万円
R 1 8	1,246百万円	90百万円	574百万円	156百万円	418百万円
R 1 9	1,240百万円	89百万円	569百万円	155百万円	414百万円
R 2 0	1,186百万円	83百万円	526百万円	143百万円	383百万円
R 2 1	1,158百万円	79百万円	504百万円	137百万円	367百万円
R 2 2	1,132百万円	76百万円	483百万円	131百万円	352百万円
R 2 3	1,104百万円	72百万円	461百万円	125百万円	336百万円
R 2 4	1,080百万円	69百万円	442百万円	120百万円	322百万円
R 2 5	1,060百万円	67百万円	426百万円	116百万円	310百万円
R 2 6	1,034百万円	64百万円	405百万円	110百万円	295百万円
R 2 7	1,007百万円	60百万円	384百万円	104百万円	280百万円
R 2 8	1,000百万円	59百万円	379百万円	103百万円	276百万円
R 2 9	953百万円	54百万円	341百万円	93百万円	248百万円
R 3 0	927百万円	50百万円	320百万円	87百万円	233百万円
R 3 1	795百万円	34百万円	216百万円	59百万円	157百万円
R 3 2	314百万円	7百万円	42百万円	11百万円	31百万円

別紙6を次のとおり改める。

計画料金収入の額

西日本高速道路株式会社における計画料金収入

(消費税込み)

年度	計画料金収入
R 7	1,926百万円
R 8	1,921百万円
R 9	1,921百万円
R 1 0	1,911百万円
R 1 1	1,905百万円
R 1 2	2,215百万円
R 1 3	2,184百万円
R 1 4	2,134百万円
R 1 5	2,090百万円
R 1 6	2,063百万円
R 1 7	2,042百万円
R 1 8	2,009百万円
R 1 9	1,982百万円
R 2 0	1,955百万円
R 2 1	1,933百万円
R 2 2	1,901百万円
R 2 3	1,873百万円
R 2 4	1,846百万円
R 2 5	1,824百万円
R 2 6	1,792百万円
R 2 7	1,765百万円
R 2 8	1,738百万円
R 2 9	1,715百万円
R 3 0	1,683百万円
R 3 1	1,656百万円
R 3 2	813百万円

別紙7の2. 料金徴収期間中「平成37年4月1日から平成62年9月30日」を「令和7年4月1日から令和32年9月30日」に改める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、記名押印の上、各々1通を保有する。

令和元年9月20日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理事長 渡邊 大樹

西日本高速道路株式会社
代表取締役社長 酒井 和広